PBV
ピースボート
災害支援センター

行動規範

2019.10.01

一般社団法人ピースボート災害災害支援センター(PBV)の職員は、以下の行動規範に則り、各種社会貢献活動を行うものとする。

1. 人道上の要請を最優先とする。
2. 支援は、被支援者の人種、民族、社会的地位、肌の色、宗教、性別、性的指向、年齢、既婚未婚の別、国勢、政治的所属または障がいの有無を問わず、かつ一切の差別なく提供する。支援の優先順位は、必要性のみに基づいて判断する。
3. 特定の政治的、宗教的立場を助長するために支援を利用しない。
4. 政府の政策の道具として利用されないよう努める。
5. 活動するすべての地域社会を公平に、敬意と礼儀と尊厳を持って、かつそれぞれの国の法律、国際法及び現地の文化や慣習を尊重する。
6. 金銭、雇用、物またはサービス等、受益者に提供すべき援助と引き換えに性的関係をもたない。あらゆる形態の相手に屈辱を与え、おとしめ、または相手を搾取する行為を禁止する。
7. 地域社会、被害者集団または同僚から得たあらゆる機密情報について、高度の機密保持度をもって正しく伝達・管理・処理する。
8. 現地地域社会のキャパシティを基盤とする災害対応の構築に努め、その主体性を尊重する。
9. 何らかの方法を見つけ、プログラムの受益者を支援活動の運営に関与させる。
10. 支援活動においては、基本的なニーズを満たすだけでなく、将来の災害に対する脆弱性の緩和にも努めなければならない。
11. 支援しようとする人々、リソースを提供してくれる人々の両者に対して説明責任を負う。
12. 情報・広報・報告活動においては、災害被害者を無力な援助対象者としてではなく、尊厳を持つ人間として捉える。
13. 上記の行動規範に違反する行為あるいはその懸念があることを発見した場合には、ただちに所属長に報告を行う。報告を受けた者は、速やかに対応行動を行う。

附則

1. この規範は2014年11月17日より施行する。
2. この規範は2019年10月1日より施行する。

以上